

第六十五回国会 衆議院 地方行政委員会 議録 第十七号

昭和四十六年三月十九日(金曜日)

午前十時三十二分開議

出席委員

委員長 菅 太郎君

理事 小澤 太郎君

理事 塩川 正十郎君

理事 古屋 亨君

理事 小濱 新次君

國場 幸昌君

中村 弘海君

永山 忠則君

豊 永光君

山本弥之助君

和田 一郎君

林 百郎君

出席國務大臣

自治大臣 秋田 大助君

出席政府委員

自治大臣官房參事官 佐々木善久治君

自治省財政局長 長野 士郎君

委員外の出席者

内閣官房内閣審議官 植松 守雄君

建設省都市局參事官 石川 邦夫君

自治省財政局財政課長 森岡 敬君

地方行政委員会調査室長 日原 正雄君

三月十八日

道路交通法の一部を改正する法律案(内閣提出第九三三号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律案(内閣提出第七一七号)

公害防止事業の実施を促進するための地方公共団体に対する財政上の特別措置に関する法律案(細谷治嘉君外十名提出、衆法第七号)

○砂田委員長代理 これより会議を開きます。委員長所用のため委員会の出席がおくれまうすので、委員長の指定により理事の私が委員長の職務を行ないます。

内閣提出にかかる公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律案及び細谷治嘉君外十名提出にかかる公害防止事業の実施を促進するための地方公共団体に対する財政上の特別措置に関する法律案の両案を一括して議題とし、質疑を行ないます。

質疑の申し出がありますので、これを許します。林百郎君。

○林(百)委員 公害対策本部へお聞きしたいのですが、公害防止計画の作成地域は、四十四年の指定が三地区、続いて予定されているところに第二次で東京都、神奈川県、大阪府の三地区、続いて第三次、昭和四十六年は名古屋、新潟、北九州、大分の四地区、五地区となつておりますが、これらの地区だけでは、いわゆる公害列島といわれている、いま日本全国に広がっている公害の現状からいって、あまりにも特定された地域で、少ないと思ひますが、本法律の有効期間は昭和五十六年までの十年の時限立法ですけれども、第四次の基本方針指定予定地域のほかに、その後基本方針の指定指示をする地区は予定されているのですか。これで終わりということなんでしょうか。どうでしょう。

○植松説明員 御指摘のとおり、四次までの指定

ではもちろん不十分でございます。全国各地にまだ公害対策基本法十九条に該当するような地域があるわけでございまして、当然それに引き続いて第五次以降の指定を考へております。ただし、具体的にどの地域にするかということにつきましては、現在やっておりますこの防止計画が出そろいますまではまだ若干の時間がかかりますが、それで全国的なデータを集めた上で優先順位をつけて総合判断をして指定していくということになります。そのまですでに指定していただくというところになります。当然追加指定が必要であることはおっしゃるとおりだと思います。

○林(百)委員 ただ、御承知のとおり本法が十年の時限立法ですから、その範囲内でさらにあなたのおっしゃるような他の地区の指定をなさる予定なんですか、どうでしょう。

○植松説明員 これはこの前もちょっと申し上げたのでございまして、現在までの体制は、最初の原案を厚生省がつくりまして、厚生省の原案をまとめた段階で公害対策本部にいわば厚生省原案ということを持ち出しまして、それからあと各省との調整に入るといふことで、率直に申し上げます。しかし、今後は環境庁が発足しますれば、その辺の問題は一元化されることになりまして、中央公害対策審議会に公害防止部会という専門の部会を置きまして、専門的に審議をしていただく、そして全体の公害防止計画の基本計画の策定ないし防止計画の承認事務につきましても、格段の事務の進捗ははかれるであろうと考えております。そこで、この法律は十年の時限立法でございまして、その間には重要な地域についてはもちろん指定はしなければならないというふうに考えております。

○林(百)委員 大体何地区くらいを考えておりますか。そういうことはまだ具体的にコンクリートしていませんか。

○植松説明員 これは地域の読み方も問題でございまして、何地区というのはいささか正確に申し上げるわけにはまいりませんけれども……。

○林(百)委員 大体の構想を……。

○植松説明員 日本列島全体の公害について問題になる地域は、全部おおうようにしていきたい、こう思っております。

○林(百)委員 現在の計画策定が承認されておる三地区、千葉県の市原、四日市、水島、これが計画作成の指示をされましたのが四十四年五月二十七日、それから公害防止計画が承認されましたのが四十五年十二月一日です。これは千葉県の市原市、四日市市、岡山県の水島地区ですけれども、これが第二次になりますと、今度は非常に広範囲の東京都、神奈川県、大阪府ということになるわけなんですけれども、これは第一次の三地区に比較して事業の規模、予算も、比較にならないほどはるかに大きいわけですが、

(砂田委員長代理退席、委員長着席)

計画作成までかなりの日時がかかるのではないかと。また第三次から四次、いずれもこれも相当の時間がかかると思はなければならぬ。したがって、予定どおり計画作成が行なわれたとしても、公害の深刻さ、対策の緊急さという住民の強い要請から考えると、これはたいへんなことになると思うのですけれども、この辺のところはどういうふうにお考えになっておりますか。

○植松説明員 確かに申し上げましたように、最初の三県の公害防止計画の策定については、御指摘のように時間がかかったわけでございます。しかし、これは率直に申し上げます、テストケースという意味があったわけでございます。どういふ形で公害防止計画をまとめるのか、政府のほうも

地方団体のほうもはつきりしたパターンというのはなかったわけでございます。当初は何といひますか比較的長期にわたる計画でありますから、ある程度一つの行政目標というふうな形でもって、わりと抽象的なものをつくっていくということではないかというふうな考え方があったわけでございます。しかし、昨年公害対策本部でこの仕事を引き継ぎまして以来、ことに現在のような公害問題が深刻化しておる情勢のもとにおいては、やはりこれは五年間にわたる事業費をコミットするような、相当しっかりした計画を立てなければいけないということを考えたわけでございます。さらに、公害防止計画といたしましては、国や地方公共団体が、その地域において公共事業として行なう公害防止事業もさることながら、やはり企業が発生源において十分の対策をしなければならぬ。そのためには、各地元において企業との間で、今後企業がどういう公害防止施設を講ずるのであるかということ、具体的にいわば公害防止協定式に積み上げていって、それで企業との間の今後の防止体制についても十分な協議を上げて、万全な体制で臨まなければいけない、こういう考え方をとったわけでございます。そこで、三県におきましても、各企業との間で公害防止施設のための投資として、今後五年間にどの程度の投資を見込むというところまで積み上げたわけでございます。そういうことで、でき上がったわけでございます。計画そのものは、相当具体的なものになったと思うわけでございます。

それでそこに至るまでの間にいろいろの論議がございまして、最初のケースであったから時間がかかったということがあったのでありまして、今後はその一つのパターンがありますし、われわれも現在東京、神奈川、大阪三都府県との間で、基本方針の策定について協議中でございますけれども、そういうこれまでの政府の方針というのは、非常に具体的にすでに地元の方に伝えてございます。またそれぞれ公害防止計画の策定というものが、形式的に策定が行なわれる前から、各地元で

はそれぞれ地元なりの計画を立てておるわけでございますから、三県のテストケースで長くかかったというところは先例にならないと思います。それにつきましては、今後事務は相当進捗するのではないかとというふうに考えておるわけでありまして、

○林(百)委員 大臣にお尋ねしますが、三地区、千葉それから三重県の四日市、水島、これが基本方針の指示から計画承認まで一年半かかっていますが、これはどういうところに問題があったのですか。要するに、国が計画の作成の方針を指示する、県が計画を作成する、具体的な事業は市町村がやる、そういう関係の中でどういう問題が介在していたのですか。それでどうしてこのようにおくれたのでしょうか。

ということは、次にはもういま公害が火をふいているような東京都、神奈川、大阪ですから、この経験をつぶさにしておかないと、次の計画がすみやかに促進するという可能性も杞憂を持たざるを得ないわけですから、大体大きいところを大臣から答えてください、これは地方自治体に関係のあることですから。

○秋田国務大臣 私必しも詳細に経過を承知いたしておりますが、初めてのことであるということでございます。今後はしたがって従前のようなことではない、手ぎわよくいくと期待をいたしております。

また、こういう面もあったようでございます。自治省からある程度指示をいたしまして、規模につきましても内容につきましても、むしろある程度、自治省は御承知のとおり積極的な態度を公表については持っておりますから、そういう点につきましてアドバイスをした面もある。そういう点で、いろいろ原案につきまして修正等の時間も要した。万事最初でふなれであったということが結局いえるのではないかと存するのであります。

○林(百)委員 財政局長にお尋ねします。基本方針の指示を国がする、それから計画承認を総理がする、そして作成は県がする、実施は市町村がするということで、市町村、県、国の間に、

事業規模、財政等の間に問題が所在していたのではないかと。そういうことがこの基本方針の指示から計画承認までの間に一年半の時間を要した、重大な事態じゃないでしょうか。これは自治体にとつて今後重大な問題ですから、その点について、対策本部にもあとから聞きますけれども、自治省として何か見解をお持ちでないのですか。こういう点をこうしたらそういう点はスムーズにいくのじゃないかという、最初の三地区の経験からいつて何か所感をお持ちでないですか。

○長野政府委員 本部からも大臣からもお話がありました。総理的に申しますと、いずれの側もこの仕事に対して初めてのたふなれであったということに結論づけられるのではないかと思っております。

たとえば公害防止事業という、事業の内容そのものについても、どういふふうなものを防止事業として考えるか、あるいは公害防止計画そのものの中にどういふ事業を加えて公害防止計画というものとしてまとめていくかというふうな、基本の問題についても、いざ作業を始めてみますと、話が食い違っておるといふような点で、たいへんいろいろあれをした。地方団体側でいいますと、そういうふうなことでございまして、受け取るほうとしての地方団体側としても非常にびっくりしない点がある。それから同時に、地方団体側について申しますと、やはり公害防止事業についての理解が非常にそれだけ乏しいという点がありますから、公害防止計画そのものについてのアプローチのしかたそのものがなかなかきまっていなかった。それからもう一つの問題は、これはこれからやはり問題として私どもも注意しなければならぬと思っておりますが、この事業が、御案内のように、実際の事業の実施主体というものの大部分は市町村でございまして、ところが、計画案をまとめます第一段階は府県ということになっております。そこにまた、多少一つの考え方の相違といひますか、食い違いといひますものもだいぶんありまして、そういうことで仕事のとり方、実施主体をどうきめてい

くかというふうな問題でも、そういうことはいろいろ自分の責任なりにお話しがございました。財政負担の関係などもございまして、県、市の間における実施主体のとり方あるいは負担の相互の負わせ方などというものもからみまして、いろいろそういう面での時間的なロスといひます語弊がございまして、時間的にも相当手数をとったというふうな点がありました。

その点ではやはり府県が計画案という原案をつくるにいたしまして、公害防止事業の実施主体はたいしては市町村が多いわけでございます。その点についての府県の理解というものがともすれば足りない形になることを心配しまして、その点は今後とも十分理解を遂げるような形で、市町村の意向も十分くみ上げて計画に合致していくというこの措置がどうしても必要だと思っております。一がいにそういうことはなかなか申し上げられませんが、あれやこれやの事情を詰めて申しますと、ふなれといふことになるのではなからうかというふうに思います。

○林(百)委員 どうもふなれという簡単な事情だけで――私実は千葉県へ行つて直接県の責任者に聞いたし、市原へ行つて聞きました。ふなれといふようなことだけで簡単に済まないのじゃないか。これを実施するとなると財政的な負担がどうなるか、計画を当該市のほうではどうしたい、県はこうしたい、国はそれを削減するとか変更するとか、実施事業を実施する市町村と計画を立てる県と、それに最終的な承認を与える国との間の、三者の間の財政的な負担面、事業計画の意思の統一、こういうことについていろいろな問題が介在していると思うので、局長の言うように、ふなれだから時間がかりましたということだけでは済まぬように思ひます。その点はもう少し掘り下げる必要があるのじゃないかと思ひます。

それで、対策本部にお聞きしますが、ではかりに次は東京、神奈川、大阪、この基本方針は指示されていると思うのですけれども、一体いつまでにこの基本計画が作成され、いつから事業を実施

○植松説明員 三都府県につきましては、いま基本方針の指示につきまして最後の詰めを急いでおる段階でございますが……。

それで実はいま指示を急いでおるところでございますけれども、一番問題になりますのは、この三都府県につきましては、地方団体との協議もとのいまして、おおむね方針は固まっております。これは申し上げていいのですけれども、問題は隣接の府県との関係、つまり広域的な観点からの公害防止計画の策定が必要ではないかという問題がいまあるわけでございます。

す。そこでそういうものだけを取り上げてやるのか、たとえば淀川だとか大和川だとか綾瀬川だとか、こういうものだけを取り上げてやるのか、あるいは埼玉県でございまして、県南地方につきましては大気汚染防止につきましても重要な汚染地域でございまして、その辺もひっくるめた総合

うことになり、その道連れで東京の計画が
おくれでも困るという事情もございます。そ
その辺につきましても、関係地方団体と協
議をして、お段階でございます。しかし、こ
旬日の間には、その辺を煮詰めて最終的な
方針をきめたい、こう思っております。

そこでさらに、同じ公害防止計画と申しまして、も緩急の差があると申しますか、やはり計画によつては、たとえば予算編成にぜひ間に合わせなければならぬという問題があるわけでございます。具体的に申しますと、下水道の計画でございます。

も急がなければならぬ段階でございますから、当然おかれて計画を立てたのではこれは手おくれるなるおそれがありますから、それまでにその辺

と接触して実質的な協議に入ってもらうといううな話をととのえてございます。したがって、この三都府県につきましての計画も、いま隣接府県の関係で若干の問題がございますが、その辺を旬日のうちには片づけたい。それから三都府県は形式的には計画策定に入るわけでございますけれども、この計画の内容についてはすでに実質的には話し合いがなされておまして、それぞれ準備

問題については早速に手を打つように、主務官庁との間で協議をととのえるように三都府県に要請しておる、こういう状況でございます。

○林(百)委員　そうすると事業実施はいつからになる見通しですか。まだそこまでは見通しがつきませんか。

くらいいけるのではないかということをいって
おりますが、最終的にでき上がるのはそういうこ
とでございませうけれども、しかし、その前にすで
に、実質的に必要なものについては手を打って、
実質的には計画を進めていく。それで直ちに計画
が実行できるような態勢に持っていくという考え

○植松説明員 これは御承知のように、三都府県の場合の計画というのは非常に包括的な膨大なものでございます。十カ年計画になるわけでございます。それで都市改造的な側面をも含めて非常に

体としても計画を立てるのには、いまはつきりいつまでに政府に対して出せるというところまでは実はいえないような状況でございます。したがって

算編成の際にタイミングがずれるというようなことのないように、その辺は十分にポイント、ポイントは押えながらやっていきたいという考え方でございます。

○林(百)委員 四十五年度に基本方針が指示されるのですが、あなたの予算、予算というのは四十七年度予算のことを言っているのですか。

○植松説明員 そうでございます。

にされたのはどういふ理由ですか。

○秋田国務大臣 十年間に公害地区の防止対策事業を完成させたいという意図のもとに、十年の期限立法にいたしておるわけでございます。

○林(百)委員 それはいま基本方針が指示されている三、三、五、五、これですか。それともそれ

ける、こういうお考えですか。だから十年の时限立法でいいというのですか。

○秋田国務大臣　計画指示は少なくとも十年でやり上げたい。したがって、これにも書いてごさいますが、多少おくれる。だから十年で全部事業の完成しないものは多少ずれということとは予測し

は、十年間に日本の国の全国に及ぶ地域の承認を与えるつもりだ、だから十年の時限立法にしたのだ、こう聞いておいていいのですか。

○秋田国務大臣 さようでございます。

○林(三)委員 そうすると、十年間に大体何地区

五、五はきまっているけれども、あとはこれからいずれ、しかし全部は十年間だというだけじゃ、ちょっとわからないのですが、一体何地区やるつ

合理だと思いますがね。

○秋田国務大臣 何地区になるか、先ほどもそのはっきりした数字の答えがなかったようでございます。これは、それだったら十年以上待つてもゆっくりやつていいのかという御反問もまた出てくるわけでございます。幾らという数字はおそらくまだ的確にかまれておらないと思いますけれども、ただいま申し上げたように、十年間に

○林(百)委員　十年の時限立法である、三、三、五、五の基本方針の指示地域はきまつておる、あとどこをやるかわからないけれども、十年間に日本の国の公害地域の基本計画策定は終わるのだ、それじゃ、どこどこを考えているか、それはまだきまつておりません、というのじゃ、全く

策本部どうですか。

○植松説明員 十年とおっしゃいますけれども、十年たてばいまの勢いでは日本の経済は四倍ぐらゐになるわけでございます。したがゐまして、経済情勢の非常な変遷あるいは地方地方の変貌というのがあるわけでございまして、いま十年間の全

がある程度集まっておりますから、その辺の中から順次指定をしていく。その指定そのものは、これは繰り返し申し上げておりますように、当初と比べますと、われわれもだいぶ手なれてまいっておりますから、これは相当促進することができ

それからいとお話のございました廃油の処理施設の整備事業につきましては、これは現在補助制度ができておりまして、これは二分の一の補助ということになっておりますが、先ほど申し上げました工業用水道とか廃油処理につきましては、むしろ助成のことも公共的な意味がありますから必要でございますけれども、同時にこの点については利用者がおるわけでございます。廃油処理についてもタンカーなり、その他の人がそれを当然利

たが、いまして、全体として下水道二兆六千億五ヶ年計画というものを達成するようにしておるわけでございますが、特にこの地区についての下水道整備というものは緊急を要する、その中でも終末処理施設というものが公害防除という意味では直接的に役に立つといいますが、効果を發揮するということもございますので、この地区意外の下水道整備事業とこの公害防止計画を立てました地区の下水道整備事業と、まあ相互比較していろいろ検討が行なわれました結果、終末処理については特に補助率のかさ上げをしよう、それ以外のところは通常の下水道の補助対象になるものは補助対象になるという措置を進めていくのが、全体として下水道整備のためにいいのではないか、こういう結論に達したわけでございます。通常の制度としては、技術的なことは詳しくはわかりませんが、大きな管渠その他については補助採択はされてお

受益者負担をとれ、受益者負担のとり方いかんによつて補助金の支給を緩急よろしきを得るようにする。こういう行政指導をしているのじやないですか。どうして一般地域住民の生活のための環境衛生である下水道の中の水道管を受益者負担と——そして十分の四の補助以外は市町村が持つのです、持たなければならぬのですか。受益者負担の行政指導をしているのじやないですか。その受益者負担の成績いかんによつて補助金の緩急を、締めたりゆるめたりしているんじゃないですか。事實はそういうのですし、私も鎌倉で現実にそういう目にあつていのですけれども、それはどうでしょう。

○石川説明員　公共下水道の受益者負担金、現在百六十七カ所において徴収されておるわけでございますが、われわれ二兆六千億の下水道の事業の

ると約六十五億ということになるのですね。それ
が受益者負担。これはごく単純な数字ですけれど
も、今後の時代の推移、社会環境の推移、それか
ら貨幣価値の推移でいろいろ違ってきますが、そ
ういうことになるわけですか。

○石川説明員 正確な数字はちょっとあれでござ
います、そういうことになると思います。

が、この政令は資料として当委員会に出せますか、局長、どうですか。二条三項八号の「前各号に掲げるもののほか、政令で定める事業。」どうも局長が住宅と畜舎といっているところを見ると、それくらいに行政指導をしていくんじゃないですか、あととは認めないようには。そうすると、保育所、幼稚園、学校、病院、地盤沈下、廃油処理場、一般公共下水道の水道管などはみんなはずされてしまふことになるんですけれども、その政令の内容を当委員会に資料として出したいだきたいのですか、委員長、これは他の委員からも要請されていふんでしよう。されていませんか。

ございますけれども、これは一応お出ししたいと思
います。

○林(百)委員 いつ出すんですか。

○長野政府委員 来週お出ししたいと思
います。それから植松さんから申し上げたとおりで
ございまして、実はいきさつというのは、私も、
類する事業ということより、「政令で定める事業」
のほう幅が広がっておりますから、それはいい
と思いますが、実はそういう趣旨で法制局の意
見がありまして、法制局で修正をしたというこ
とでございまして、法制局で修正したものは、
むしろ「類するもの」というのじゃ限定されてし
まう。そうでないほうがこういう仕事について
いいという考え方もあったように聞いておりま
す、私もそれに賛意を表したわけでございま
す。

現在のところ、その政令で定めるものに何を
書くかということになりますと、さしたるは三
地区の公害防止計画で考えられている事業を中
心にして考えていきたいということではござい
まして、考えています。しかし、これはやはり
地区の防止計画が出てきて新しい事業をたく
さん考えていかなければならないという事
態も当然予想されるわけでありまして、そうい
う場合には、この政令で追加していくという
こともやはり必要ではないかというふうに思
っております。あるいは、しかし政令ではと
ても間に合わない、むしろ法律を直して
いただいて、そしてはつきりと相当大きな
ものを加えていかなければならないという
場合もあるかもしれませんけれども、一
応はこういうふうなセービングクローズと
俗に呼ばれておりますけれども、入れて、
事態に応じて政令で追加ができるように
していくというのを予定いたしております。
現在のところは、先ほど申し上げました
二つの事業を一応予定しておるという
ことでございまして。

○林(百)委員 私たちのほうは、「これら
の事業に類するものその他」が入っていた
ほうが、カテゴリーが広がっていくと思
うのですが、あなたはこれ

を消したほうが広くなるというんです。そう
すると、住宅、畜舎のほかにあなたは政令
でもってどういうものを広げようと思
考になっておられますか。具体的に言
ってくださいますか。

○長野政府委員 現在は、いま申し上げ
したように、三地区の事業との対応で
考えますと、二つの事業にとどまる
だろうと私も思っております。将来は
そういう地区の事業がいろいろ新しい
ものが加わってくるということに
応じて考えてまいりたい。したがって、
私、どういふもの、どういふものとい
うものをここで申し上げるところま
で、考えは持っております。

○林(百)委員 そうすると、来週出される
政令を見て、大体いま三地区の事業
の内容の範囲内ということになる
わけですか。そのほかの弾力性を持
った事項が政令の中へ入るのです
か、入らないのですか。

〔委員長退席 古屋委員長代理着席〕

○長野政府委員 いま申し上げた二つの
事業、さしたるは三地区の事業の中
の範囲内、住宅移転につきましても、
なお三地区の中で必ずしも明確で
ないところはあるようでございます。
それから事業者負担法の政令も
できておりませんで、そこでまた
範囲もさぼる明確でない点もあ
りますけれども、私どもとしては
そういうものが入ることになりは
しないかということではございま
す。申し上げたようなことをや
っておりますから、ここでいま
よりあきらかにしただけでござい
ます。住宅と畜舎移転、こういう
ことであります。

○林(百)委員 どうも住宅と畜舎
だけで政令で定めるといふのは、
あまりに弾力性のない政令だ
と思うのです。それならむしろ
原案のように「これらの事業に
類するものその他」とあつたほう
が弾力性が考えられると思
うのですけれども、その点は来週、
少なくとも二十三日の連合審査
の前にひとつ出していただきたい
と思っております。私、その
点補充質問をしたいと思
いますから。

それから、本法のかき上げが二分の一
の私、私は、本来公害防止については、第
一次的には公害を

生している元凶である大企業、それから
国が負担すべきもの、こういうふう
にたてまえては考えているわけ
なんでしょう。しかし、この法案
を見ますと、何か国のほうが補助
してやるんだ、責任は地方自治体
にあるんだというところで、第
一次的な責任は国にあるという
点が確立されておらない、こ
ういふように思われるので
ない、二分の一補助してやるんだ、
見てやるんだ、これではせ
いかく公害国会まで開いて
公害というものを非常にく
ずされて、ここのように思
うわけですね。たとえば第三
条を見ても、「地方公共団体が
公害防止計画に基づいて実施
する公害防止対策事業に係る
経費については、他の法令の
規定にかかわらず、国は、別
表上欄に掲げる公害防止対
策事業の区分に応じ、それ
ぞれ同表下欄に定める国の
負担又は補助の割合により、
その一部を負担し又は補助
する」ということで、これは
地方公共団体が公害防止計
画を施行する、これが第一
次の責任の所在で、それで
国は二次的に責任を負うとい
うことになっているように
受け取れるわけですね。そ
こでかき上げを二分の一と
したのです。これはどうい
うことになったのですか。
秋田自治大臣、閣議では
これはどういふことにな
ったのですか。たとえば
四分の三とか、どうい
うことと見てやらないの
ですか。たとえば四分の
三とか、どういふことと
見てやらないのですか。
それではいいわけでは
ないのですか。

○秋田自治大臣 まあ多
きに越したことはござい
ませんが、従来これに関
係しているものの補助
率が四分の一とか三分
の一もございまして、ま
たないものもあるわけ
でございます。ただ補助
率ばかりでなく、政府
資金の優先順位等、あ
るいは府債の優先順位
等、その他元利償還金
の交付税算入の措置
というふうなものも加
えて、全体のやり方と
して財政上のいろいろ
かさ上げ等の処置を
積み上げておるわけで
ございまして、この点
におきまして公害財政
措置の国の第一義的
責任というものをあ
らわし得たと考えて
おる次第でございま
す。

○林(百)委員 公害というものが、もう
公害列島とまで日本の国が
そういう不名誉な呼び
方を受けておる際に、
これは国が全面的に
責任を負うという立場
に立たなければなら
ないであつて、ただ
さえ財政的に非常に
困難な状態にある
地方自治体が、この
公害列島といわれ
るが、国の公害の第
一線の地域住民の健
康と身体を守る事
業をやらない、こ
れはさか立ちじゃ
ないでしようか。本
来国がやるべきこ
とだけれども、地方
自治体にその一部
をまかせる。その
かわり国が財政的
にはこれだけのもの
を見てやるから十分
やらない、ここの
ようにたてまえて
なるのじゃないで
しょうか。これだと、
何か公害防止の直
接的な責任は地方
自治体にあるんだ。
基本方針の指示を
総理がやる。それ
から計画承認を国
がやる。そしてあ
つてその計画も
県がつくる。実施
は市町村だ。そう
すると財政力の
一番弱い市町村が、
一番国家的な重大
な責務を負わされ
る、ここのように
ことになりませんか。
自治大臣、いかが
ですか。

○秋田自治大臣 いろいろ
考え方はあろうかと思
います。確かに公害とい
う問題は住民の健康
の保持また快適な環
境の保全、これらに
ついて第一義的な
施策の策定におき
まして、また防止
事業の実施の財政
負担の点につきま
して、第一義的な
責任を国が負うべ
しという原則は私
も賛成でありま
す。そのとおり考
えております。し
かし、これが実施
にあたりまして、
それなら何もかも
四分の三とか五分
の四とか高率補助
がしかるべきかと
申しますと、確
かに国は第一義
的な責任を負つて
おりますけれども、
たとえば公共下水
の面におきま
して、元来市町村
の負担すべき分野
もございまして。
そこに企業の集
中であるとかある
いはその都市の
責任ではない経済
的、社会的変革に
よって人口の集
中が行なわれる。
それによって公
害が発生してく
る。企業公害のほ
かに都市的なそれ
自体に付随してく
る公害もあるとい
うわけでござい
まして、この下水
路についてどこ
までが都市の本来
の負担であるか。
そこへ公害分が
どれぐら

ているかというこの認定は、なかなかデリケートな問題があるかと思ひます。そこで今回特別の都市下水道とあるいは特定の公共下水道あるいは終末処理等々に着目をしたのでございませうが、問題の市は、一般の公共下水道の建設につきましても、この点一つも手を触れていないじゃないかという点が問題だらうと思ひます。ここいらにつきましても、私はここで決して問題が全部解決したとは遺憾ながら思つておりません。まだいろいろ検討していかねばならぬことのあることは十分認めますが、しかし、さしあたりたゞいま申しましたような終末処理その他に考慮をいたしまして、そのほかにいふ言つたような政府債の優先充当であるとかあるいは元利償還金の交付税算入措置という点をもつて補てんをいたしますれば、まずまず相当の財政的補助になるという全体の仕組みを考えたわけでありまして、今後検討の余地はあろうと考えております。

○林(百)委員 長野局長にお尋ねしますが、第三次下水道計画二兆六千億といわれているのですけれども、そのうちにこのかさ上げ分が幾ら含まれているか、あるいは二兆六千億のほかにこのかさ上げ分が予定されているのか。このかさ上げ分の予算はどのくらいと見ているわけですか。

○石川説明員 二兆六千億の中でどれくらいこのかさ上げ分が含まれているかというところでございませうが、先ほど公対本部のほうからお話がありましたように、公害防止計画がきまつたのはまだ三地域でございまして、その分についてはかさ上げ分が明確になっておりますが、その他の地域についてはこれからのことになるかと思ひます。ただ、二兆六千億のうちで一兆六千億程度がすでに設定された四十九水域の水質環境基準を守るものとして大体予定されておりますので、今後制定されます公害防止計画の中でそういうものが相当入ってくるのではないかと考えておりますので、大体としては二兆六千億の中でそういうふうな環境基準の達成あるいは公害防止計画の目的の達成ということに対応できるのではなからうかと

いうふうに考えております

それから、訂正でございませうが、受益者負担金、先ほど十三億とちょっと古い数字を申し上げましたが、四十三年度では二十億、四十四年度は三十億程度ということになっております。

○林(百)委員 十三億じゃないわけですね。そうしますと、四十六年度四十七年度ではこのかさ上げ分は幾らかわかりますか。自治省でも建設省でもいいのですけれども、どのくらいと見ておりますか。

○石川説明員 四十六、七年度ということではなくて、千葉・市原、四日市、水島地区で下水道のかさ上げ分につきましては、千葉・市原が、特定公共下水道で一億三千八百萬、終末処理場で二億四千萬、それから四日市では、都市下水道が二億六千万、終末処理場で三億三千二百萬、それから水島地区で一億六千五百萬というふうなことになるかと見えております。

○林(百)委員 それは三地区の全下水道計画予算の何%になるわけですか。

○森岡説明員 以前にお配りいたしました三地区の公害防止計画事業費の資料がございませうが、建設省の数字と私のものは、この備考に書いてございませうに、地方団体が一応推計したものの数字がございませうが、あるいは若干の異同があるかも知れませんが、ごらんいただきますと、下水道は、特定公共下水道、都市下水道を含まして上から二段目に出ておりますように百六億、これが特定公共下水道、都市下水道及び終末処理場、それぞれ特別補助負担率の対象になるものでございませう。それから、下から四段目の特別対象外事業といまして公共下水道という欄がございませう。これが特別補助負担率の対象になっておらない環境の経費でございませう。これが二百二十八億ございませうので、両方合わせますと三百三十四億に相なります。それに対します国費は、現行欄の国の欄をごらんいただきますと、上のほうが三十五億、下のほうが六十億とございませうので九十五億でございませう。それに対しまして特別補助負担

率を適用いたしました結果、上の三十五億が四十五億、十億ふえております。

○林(百)委員 そうすると三百三十四億に対してかさ上げ分は十億と見ていいわけですね。そういうわけで、二分の一のかさ上げとはいいいながら、実際地方自治体が負担するもののうちの下水道関係でもいふ言つたような数字だということになる、これは地方自治体に対しては重大な財政的な負担になるということをお自治大臣はよくお考えくださつて、関係各省庁とも交渉し、その点をさらに一そう前進させるように心がけていただきたいと思ひます。

その次に、第三条の三項の、公害防止計画が定められていない地域の公害防止対策事業は、地方自治体が自主的に計画を作成し、それを自治大臣が関係主務大臣と協議して認定するのだ、そういうことになっているわけですが、その地域については、第二条の三項のうちの一号から四号までと八号を除いたのはどういふわけでしょう。

〔古屋委員長代理退席、委員長着席〕

○長野政府委員 むしろいまのお話は、この特別措置法の対象事業の中でどういふものを計画区域外の事業としてもお考えるかという問題でございまして、ここに五号から七号までといたしておきますのは、結局河川なり港湾の浄化というものの、あるいは農用地を中心とした土壌汚染というふうな公害の現状は、人の健康なり生活環境に非常に劣悪な影響を及ぼすということでございまして、そのままだに放置するわけにいかない緊急性を持っておるといふふうに考えるわけでございます。そういうものといふことは、やはり区域外であってもこういう事業についての指定をして事業の実施の促進をはかりたい。それから七号につきましては、これは公害防止事業に先行いたしまして、公害の状況の把握をいたしたしたり、規制の措置を講じたりいたしますための監視とか測定のための設備、施設の整備でございませう。したがって、これは公害が非常に集中的に発生して

おるといふ計画区域のみならず、その前段において事前の調査なり観測が必要でございませうので、そういう整備を中心とした事業が計画区域外であっても、必要なところには指定をいたしたい、こういう趣旨であります。

○林(百)委員 それはわかりませうけれども、それ以外を除いたのはどういふわけか。要するに、五号から七号までに掲げる事項だけであつて、一号から四号を除き、八号を除いた、補助対象から。第三条の三項ですね。これはどういふわけかと聞いています。これも適用したらいいいじゃないですか、そこを聞いています。

○長野政府委員 補助対象から除いたというわけじゃないでございませう、助成の措置のあるものは通常の助成の措置がちゃんとあるわけですね。つまり特別措置からどれだけのものをのぞいて計画区域外に持つていくかという問題でございませう。したがって、計画区域の中では総合的に事業を行なうこととございませうから、一号から八号までのものを全部総合的に実施するための関係もある、特別措置の対象として考える。しかし、計画区域外についてはどうするか、計画区域外についてはどこまでのものを特別措置として考えることが妥当かという問題でございませう。したがって、先ほど申しましたように、計画区域外につきましては、やはり人の健康の維持とか生活環境についてきつめて劣悪な公害というものになるような河川、港湾の汚濁とかヘドロ問題とか、あるいはカドミウム等によりますような土壌汚染というふうなものは少なくとも持つていきたいという考え方に立つたわけでありませう。全部を持つていくというのが一番いいではないかという御議論も確かにそれはそのとおりだと思ひます。しかし、そのままだに放置できないものについては少なくとも計画区域外でも持つていこうじゃないかという考え方に立つたわけでございます。

○林(百)委員 第三条の三項というのは、これはもう公害防止計画を策定しなければならぬところ基準するような場所であつて、だから自治大臣

が主務大臣及び環境庁の長官と協議して指定するものなから、どうも一号から四号を除き、八号も除くというのはいへん片手落ちだと思ひますけれども、自治大臣、その点についてはあなたが主務大臣として環境庁の長官と協議をする責任者でありますけれども、これはいいのですか、これで、これは、一号から四号を除くという、五号と六号だけですから、土地の問題とそれから「河川、湖沼、港湾その他の公共の用に供される水域において実施されるしゅんせつ事業、導水事業その他政令で定める事業」しか適用がないということでは、ほとんど実効がないということになるじゃないですか、どうお考えになりますか。

○秋田国務大臣 確かに公害防止事業と思われるものの全領域にわたればこれに越したことはないわけであります。しかし、典型的な公害地域をとる、それにつきさらにまた典型的なものをつくつていこうという発想に立ちましたので、それ以外のものについてどうするか。そこで、ただいま財政局長からお答え申し上げましたとおり、非常に緊急性の高い、人体に対する影響、環境保全に対する影響の緊急な重要なものをピックアップしてまず出したというわけでございます。これは全部前と変わらなくすれば、二条、三条を分ける必要もないわけでございますけれども、その点につきましては、先ほどから申し上げておりますとおり、検討すべき問題を残しておりますけれども、まずこれをもって発足していこう、こう考えたわけでございます。

○林(百)委員 ほとんど実効がない条項になる。しかもそれは自治大臣が権限を持つて主務大臣や環境庁の長官と協議して指定するのですから、もう少しあなたが強大な権限を持つて、あなたが指定した地域に対してはこれとこれとは適用するとやってもいいんじゃないでしょうか。八項目もあるうちの二項目しか適用しない、そのためにあなたが主務大臣や環境庁の長官と協議して指定するというのは、いかにも自治大臣の権限がわびしいものじゃないでしょうか。地方行政委員として

では概嘆にたえない次第ですが、いかがですか。○秋田国務大臣 御批評は必ずしも無理とは思ひません。しかし、公害の防除の緊急性もよく承知をいたしておりますので、今後十九条の公害計画指定区域というものの急速な処理によりまして、その欠を補いたい。そこで、発想が十九条の計画区域という点から出たものでございますので、その他の区域について緊急性のあるものを三項目選んだというわけでございます。

繰り返しますが、十九条の公害防止計画区域の指定と承認を取り急ぐことによりまして、当面はこの欠を補い、さらにこの条項の各内容につきましては関係方面とさらに協議を進めまして検討し実情に合ったものにしたいと考えてる次第でございます。

○林(百)委員 あなた自身がそういうようにおっしゃるなら何をかいわんやであります。時間がありませんので、あと二、三問で終わりたいと思ひます。

第五條の起債の元利償還金の基準財政需要額への算入は二分の一となつておりますが、これは御承知のとおり、過疎債でも百分の七十、辺地債で百分の八十、これを二分の一とされたのはどういうわけですか。ここにも二分の一が出てくるわけですが、これはどういうわけですか。

○長野政府委員 これは公害防止関係の事業はいろいろあるわけでございます。それらの事業はそれぞれいろいろの観点から起債なりそういうものの充当があり、そうしてこれについての元利償還という問題が出てくるわけでございます。これをずっと個々に考えていくというわけにもなかなかまいりませんので、全体共通的な考え方の一つの考え方として、実は下水道のようなものを基礎に置いてものを考えたい、下水道につきましては、大体六割ないし七割ぐらいが公共事業部分というふうな考え方をとられていくわけでございます。公共事業部分と申しますのは、雨水の排水というものがその程度になるということから下水道の設計が行なわれておる、こういうことがございます。

ので、その部分につきましての問題を中心にして考えてまいります場合に、その八〇%相当分と申しますか、つまりそれが、いま元利償還で算入をしますのに一番高いものが辺地債、同和関係とかあるわけでございます。したがって、その公共部分についての一番高い率を基礎に置きまして五〇%というものを考えたわけでございます。

○林(百)委員 八〇%を基礎に置いて五〇%にしたというの、どうも論理的に納得できないわけなんですけれども、やはりこれは公害で、いま緊急な国民の要望に沿つてやっていると、まあ緊て、財政的に地方自治体は余裕のないところなんです。現に、あなたがおっしゃる通りに、辺地債では百分の八十というのがあるわけなんです。それから、辺地も重要でございまして、公害から国民の生命と健康を守るということも辺地と変わらないほど重要なんです。私には、この起債の元利償還の基準財政需要額の算入はもう少し引き上げるべきだ、将来そういう点を考慮すべきだというように考えます。この点は、時間がありませんので、あなたと論議を重ねませんけれども、やはり考えてやつていいのではないかと、こういうふうに思ひます。

その次に、これは各委員も質問して、超過負担が発生するのじゃないかということで非常に心配してあることとありますが、七条の後段の、「第三條の規定により国が負担し又は補助することとなる額の算定」は、政令で定める」とあるのですけれども、これもまた大事なところが政令で定められるということになっておりますが、この政令も資料として出してもらえないでしょうか。これは、通常、国の補助金の額の算定をこれに当てはめるとしたら、ここでも実際にかかる費用と国の算定額との間に超過負担の問題が生じてくるわけなんですけれども、この点で、超過負担を生じない、かりに超過負担が生じた場合にはこういう対策を考えている、こういう保証をここでしてもらえますか。

か。この「国が負担し又は補助することとなる額の算定」は政令ですからね。われわれは、どうしてもその政令の内容をここではっきりさせなければ地方自治体へ超過負担をかける不安を解消することができないわけなんです。

○森岡説明員 七条の規定は、いま御指摘のように「国が負担し又は補助することとなる額の算定及び交付その他この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。」こうなつておるわけでございます。交付の方法あるいはその他他施行に關します必要な事項を包括的に定めるわけでございますが、ただいまお話しのごさいますような補助、負担金の算定の基準をこの政令で書いていくのかどうか、その辺のところは、実はまだきめておりません。と申しますのは、補助金、負担金と申しまして、この法律で取り上げておりますのは、予算補助もございまして、それから法律に基づくものもございまして、かなり区々にわたつております。この政令で算定方法を書いていくということが可能かどうか、少し問題が残つておるわけでございます。いま少し関係各省と協議をいたしましてこの点も詰めていきたい、こういうふうに思つておるわけでございます。

○林(百)委員 このかさ上げをする基本となる額の算定を政令にまかされていくわけなんです。それから、これは非常に重要だと思つております。その基本の額がこれであるわけですから、もちろん事業者負担もそれから除いたり、いろいろのことがあつていふけれども、しかし、かさ上げの対象となる基本の額はこの条項で定まるわけですから、それが政令にまかされていくわけなんです。それじゃ、超過負担は生じない、それから、超過負担が生じた場合にはこうするということ、政令の中にうたわれるのですか。それで私は委員長に要望しますけれども、これは非常に重要な点でありますから、この政令もぜひ当委員会へ参考として出していただきたい。大

事なところはみんな政令になっちゃっているもの
ですから、私は非常に杞憂にたえられないわけな
んです。これは他の委員もこの点を指摘している
わけですけれども、それを出せませんか。出せるか
どうかという点と、超過負担は絶対させないとい
う点、もし超過負担——実際に事業を施行する市
町村が、国の算定額と食い違っている場合、精算
する額のほうが、あるいは実施する額のほうが多
い場合、そういう場合どうするかということをご
こではつきり言ってもらいたい。これは重要なこ
とですから、ひとつ大臣と局長に答弁していただ
きたい。そうして委員長には、この政令を資料と
して当委員会へ提出するようにしてもらいたい。

○長野政府委員 政令につきましては、いま財政
課長が申し上げましたようないろいろな技術的な
問題を中心にいたしておるわけでございます。こ
れとえばこの前段におきます「算定の基礎となる
額の算定」と申しますのは、いまお話のようなこ
とまで全部含み得るではないかというお話でござ
います。主としていたしましては、事業者の負担と
の関係をどうするかというのを中心にして、事
業者の負担をまず抜きたい、抜いたあとと部分に
ついてのそういうことを中心にしてということでご
ざいます。それでこの法律の性格から考えて
いただければおわかりいただけると思ひますが、こ
れはいままで予算補助のものもございすけれど
も、多少ずつ——補助率は非常に低うございす
が、補助制度、負担制度のあるものが非常に多い
わけでございます。したがって、そののかさ上げ
をするわけでございます。それが三分の一であり
ますもの、あるいは四分の一でありますもの
を二分の一にするということでございます。通常
の補助対象として考えておるものの基礎を、この法
律なり政令であらためてつくり直すということ
をするわけでございます。要するに、それがか
さ上げの意味でございます。したがって、いまの
超過負担の御議論というものは、元来の補助
事業そのものの問題ということで、これはこの前

もいろいろ御指摘を受けましたが、常時予算編成
等の際を通じて、各省に、予算の積算の基礎なり
単価なりというものについて、実態に合わないも
のを是正をお願いするというところで努力を続けて
まいるということに相なるわけでございます。

それと同時に、もう一つは、先ほどのお話にも
多少出てまいりましたが、この算出の問題を考え
ていただきたまはるわけですが、ものにより
ましては、特別対象事業の中で補助対象になり
ますものの部分がごく少ないのでございす。こ
れなどは補助採択率の関係を考慮していくとい
うことになる。したがって、この政令によって超
過負担云々ということも、確かに問題としてはあ
り得るわけでございますが、この政令は、現在の
補助負担制度の上に一定率をかさ上げしていく
ということになるわけでございます。この政令自体
で超過負担の問題を考え直すというわけには、た
てまえ上まいたらない。超過負担の是正というこ
とは、補助事業あるいは国の負担事業全般について
考えていくということではないかなければならぬ
問題だと思ひます。

○林(百)委員 ちょっと大臣が答弁する前
に……局長、この第七条を見ますと、「国の負担又は補
助の額の算定の基礎となる額の算定」ですから、
やはり総額がそこできまるわけでしょう。そのう
ち事業者負担を幾ら引くかということになり、
残ったものに対してかさ上げするということのだか
ら、この公害防止対策事業にかかわる総額がこ
こできまるわけでしょう。そうして、そのうちから
事業者負担を幾ら引くか、残りは幾らになる、そ
れに対して補助を幾らにするかというのだから、
その総額の計算のときに実情と国の計算とが合わ
ないというような場合があり得て、そこから超過
負担が発生する可能性があるんじゃないでしょう
か。

○長野政府委員 技術的なことになって恐縮で
ございすけれども、結局、いまの廃棄物処理の事
業でございすとか、あるいは緩衝緑地の事業と

いうものは、それぞれの事業として年度年度にお
ける事業費がきまるわけでございます。そのきま
るの、ここできまるのじゃございせん、廃
棄物処理事業、下水道処理事業として毎年各省と
地方団体との間できまる。国がここではきまるわ
けであります。きまりますが、この場合は特に公
害防止事業でございすので、いわゆる事業者負
担がございす。きまっています。その中から事業
者負担をまず抜く、そしてその残りについて国と
地方の負担割合についてのかさ上げを考へる。こ
ういうようなことをやりますために、何か技術的
な方法を考へるというわけでございます。それ
だけの政令なんぞでございます。したがって、こ
れだけの政令でございす。根元の下水道事業をどう
いうふうにして国とすべきか、廃棄物処理事業を
どういうふうにして国とすべきか、ここにあるわ
けでございます。これまではこの法律では及ばな
い。そういう意味で、この政令は非常に技術的な
問題だと申し上げておるわけでございます。した
が、いまして、超過負担の問題はやはり根づこの事
業のとり方、あるいは単価の積算というものの改
善をはかっていくという、その地方財政と国の財
政との間の通常の意味での超過負担の解消に努力
していくということ、是正をはかっていくこと
になるわけでございます。

○林(百)委員 大臣に最後にお聞きしますが、私
は、この条文の解釈は、やはり事業者負担をどう
引くか、どのようにして引くかというそのものと
なる額の算定、いわゆる事業者負担分を差し引い
たものに対して国が負担し、または補助すること
になる額の算定がこれできまる。だから、もとの
額もやはりここできまるというように、その前段
のところで「これらの事業に係る国の負担又は補
助の額の算定の基礎となる額の算定」とあるから、
私はそうなると思うのです。しかし、かりに
局長の言うとおりにしても、事業者負担があるとい
は過小であって、当初市町村あるいは県が計画し
たものより多くなる場合もあるし、もちろんその
もととなる総額が、あなたの言うように、一定の

基準に一定の率を掛けたもので総額がきまるわけ
です、事業者負担、その前の額が。そこにも問題
があると思うのですが、いずれにしてもここで超
過負担の発生する要因が二つ、三つ私は存在して
いると思うのです。だから、この七条によって超
過負担が発生するような場合、それに対してどう
いう措置をとられるのか。そういうことはさせな
い、あるいはかりに実際超過負担が発生した場合
にはどういう責任を国がとるかということ、私
は大臣にお聞きしておきたいと思ひます。絶対
発生しないということはあり得ないと思ひます。
基本の額の計算に第一に出てくるし、第二は
事業者の負担を差引く場合にも出てくるし、事
業者負担を幾らにするかという場合にも考えられ
る。絶対発生しないならいいです。そ
う答弁しておけばあとになって発生した場合に問
題になるだけですから。

○秋田国務大臣 要するに、これは事業者に負担
させる場合に、その負担の率を事業者負担できめ
ますが、それらの基礎となる事業量の算定そのも
のが不当に安い、こういうことになればいわゆる
先生のいう超過負担というものが生ずる。財政局
長の申し上げておるの、この規定でその根づこ
の作用をどうこう左右するわけにはいかない、こ
ういうことを申し上げておるんだと思ひます。
そこで、やはり各省庁間の交渉でその基礎になる
根づこの数字が不当に安くないように、いわ
ゆる先生の超過負担を起さないうように、はつき
りこの点を交渉することが必要だ、こういう問題
に帰着するのではないかと私は思ひます。その点
につきましては、昨日も桑名先生から
御指摘がございました。一般の超過負担と同じよう
に、補助負担制度のもとにやしくも過重な負担
を地方財政に及ぼさないように、この点は十分配
慮をし、交渉をして超過負担の発生を防止したい
と考えておるとお答え申し上げましたが、今日そ
のお答えを繰り返すわけでございます。十分ひ
とつ最大の努力を払ってまいりたい、ことに公害
関係でございますから、考えております。

なお、その他のこれに適切な地方債の配慮をすることも当然のことです。

○林(百)委員 私、この質問だけで終わりにさせていただきます。だいたい時間がかかって恐縮です。

先ほど対策本部から話が合ったのですが、公害防止対策事業が他府県を含む区域にわたらなければ根本的に対策が立てられない場合、たとえば東京都で公害防止計画を樹立したとしても、埼玉県との関係がどうなるのか、あるいは淀川関係で、大府府で公害防止計画を樹立しても、京都のほうでこれに対処しなければ目的を達成しないというように起こる場合に、これに対する対策は一体どう考えるのか。たとえば下水道一つを考えても、一般公共下水道その他でやるにしても、補助率が低くなる。そういうような場合に、やはり三条の三項の「公害防止計画が定められていない地域において実施される公害防止対策事業で」自治大臣が主務大臣及び環境庁長官と協議して指定するもの「これも適用しなければならなくなると思うのです。ところが、これが適用されると、さっきも話がありましたようにこれで救われるのは五号、六号、七号だけだ。一号から四号がはずされ、八号がはずされると矛盾が起きてくるわけでありすけれども、そういうたとえは両府県あるいは多府県にまで及ぶ水域などの汚濁を防止するというような場合に、東京都で計画を立てても埼玉、群馬、そういうところが協力しなければ目的は達成しない。大府府で立てても、たとえば淀川の例ですが、京都がこれに協力しなければ目的を達しない。木曾川の例で見ますと、愛知県で行なっても、岐阜県がこれに協力しなければ十分なる目的を達成しない、そういう場合の対策はどうなるのでしょうか。これは対策本部からお聞きしたいのです。

う少し具体的にお話をいたしますと、現在埼玉県と協議中でございます。この協議の方向は二つございまして、一つは、東京と同時に少なくとも県際河川についての水質汚濁防止対策を直ちに立てるような計画を東京と協議しながら提出してもらおうというやり方、もしくは埼玉県にとつてみますと、単に東京との間の県際河川だけの水質汚濁が問題になっておるわけではございませんで、県南地区の大気汚染も同時に問題になっていることが多いわけでございます。そこで東京の計画がまずスタートして、それに追っかけて、計画は五年ないし十年というある程度長期の期間でございまして、東京の計画にすぐ追っかけて埼玉県の方も埼玉県全体の総合計画を立てて、両者協議をしながら総合的な広域計画を立てていくという二つの性格がございまして、これについていま埼玉県と話し合っております。

それから大阪の場合につきましても同様な問題がございまして、実はきょうも京都府及び奈良県とその辺の取り扱いについて協議をするという手はずになっておりまして、いづれにしても基本的には広域的な公害防止計画を立てるという問題で、このかさ上げ法案の適用についてもそういう形で解決をしていきたい、こういうふうに思っております。

○林(百)委員 そうすると、この条文のどこでそういうあなたの言うのが適用になりますか。私はそれを救済する道は第三条の三項以外にないんじゃないかと思うわけなんです、三条三項だとさっき言ったように、五号から七号だけの適用しかないということになります、ほかに何かありますか。

○植松説明員 私が申しました広域的な公害防止計画を立てると申しますことは、結局その地域そのものが拡大するわけでありすから、十九条の指定地域の中に必要な地域が組み込まれるということでございます。したがって、このかさ上げ法案でまいりますと、まさしく公害防止地域そのものに必要なる埼玉県なり京都府、奈良県の地域が組み込まれるということでありすから、本来の三条そのものが適用されることになるわけでございます。

○林(百)委員 それなら、東京、神奈川、大阪が昭和四十五年度に基本方針の指示があるというんでしよう。そうすると埼玉、京都、奈良はいつになるのですか。それも同時にここでやらなかったら意味がないじゃないですか、こんなに食い違っちゃ……。

○植松説明員 そのことがまさにいま関係府県と協議をしておるところでございます。もし地方団体のほうもそういう意向になった場合には、東京と同時に埼玉県にも、限定された地域でございしますが、その地域について基本方針を指示するということになるわけでございます。

○林(百)委員 そうすると、対策本部からいわれておる三、三、五、五、これが変更になると見ていいのですか。そういう場合は、協議がととのった場合は、三、三、五、五の本年度の基本方針指示はもうきまつているわけですからね。埼玉や京都や岐阜は入ってないわけなんです、これを變更するというわけですか。

○植松説明員 東京に隣接する地域については、その意味では變更になるということでございます。三、三、五、五、形式的に数えればそれより多くなるということでございます。

○林(百)委員 もうこれで終わります。それならそれでけっこうですが、目下協議中というのですから、その後のことも見ていたいと思ひます。私はそういう場合、やはり三条三項で救済の道を立てるべきじゃないか。そうすると、この三条三項、五号から七号だけの適用ということでは幅が狭過ぎるのじゃないか、そのことをさっき言ったわけですが、あなたが基本方針指示の計画を變えるときで言われるなら何をか言わんで、それなら早くさういってなければ、東京都、大阪府、神奈川県は進む、それから愛知県は四十六年度進んでいるのに、まだそちらのほうは協議中協議中では進まないことになるのではない

か、こういうふうに思ひわけです。したがって、私の先ほどの三条三項の質問はそこからも由來しているわけでございます。

以上、私の質問はこれで終わりますけれども、委員長にお願ひしたいのは、私が超過負担の出る憂いがあるという第七条の「政令で定める」というこの政令——この法案は、門司委員も質問されているのですけれども、大事なところにくみんな政令政令で、あんなもの皮だけをわれわれに審議させて、あんなのはみんな政令でいっているという感じ、非常に卑俗な例ですけれども、この第七条の政令をぜひ連合審査会前に当委員会に提出していただきたいと思ひます。その点委員長、ひとつお取り計らい願ひたいと思ひます。

○菅委員長 それでは、いま準備の進んでおる限度において出すことにするそうですか……。

○林(百)委員 それでは、これで私の質問を終わります。

○菅委員長 次回は、来たる二十五日木曜日午前十時から理事会、十時三十分から委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。午後零時二十七分散会